

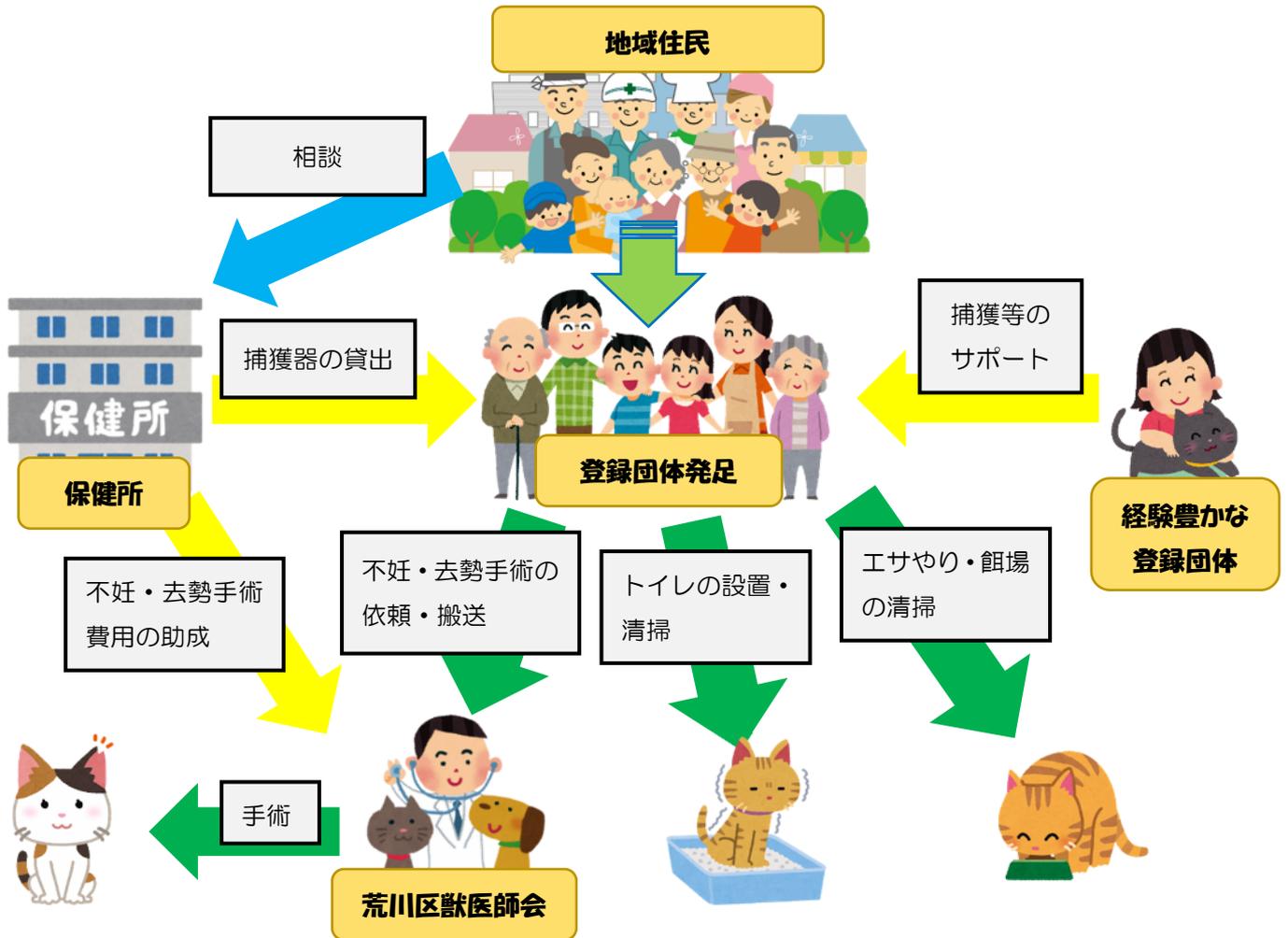


「飼い主のいない猫」活動始めませんか？

◆飼い主のいない猫の問題

排泄物・鳴き声等のお悩み事が多数、保健所に寄せられています。猫への餌やりを禁止しても、地域から完全に猫を排除できるわけではなく、被害はなりません。

飼い主のいない猫の問題を、地域の問題としてとらえることが、解決への一歩となります。区では地域で猫の問題に取り組む方々をサポートしています。



飼い主のいない猫対策とは、

- ① 猫は命あるものだという考え方で、
 - ② 地域のお住まいの皆さんの理解と協力のもと、
 - ③ 地域の実情に応じたエサやりやトイレの管理のルールを作り、
 - ④ 猫を適正に管理しながら共生していく
- というものです。

飼い主のいない猫は飼い猫ほど長生きできないといわれています。地域で、適正な猫の管理を続けることで、飼い主のいない猫を徐々に減らし、猫をめぐる対立や環境被害を解消しましょう！

活動は、できる範囲で大丈夫です！

(例)

- エサやりの「場所の提供」
 - 不妊・去勢手術するための「動物病院への搬送」
 - ・・・など
- 一緒に取り組んでいきましょう！





🐾 登録された方には、このような支援をおこないます 🐾

【登録団体の要件】

- (1) 区内に在住、在勤の者であること（代表者は20歳以上の者）。
- (2) 区内に活動地域を定めること。
- (3) 世話をする猫がいる地域の方に理解が得られるような活動であること。
- (4) 屋外の猫問題解決の活動に努めること。



【支援の内容】

- (1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢処置に要する費用の助成
- (2) 不妊又は去勢手術を目的として飼い主のいない猫を捕獲するための器具の貸出し
- (3) 適正管理活動等についての情報提供、助言等
- (4) その他区長が必要と認める支援

🐾 飼い主のいない猫にエサを与えているだけの方へ 🐾

飼い主のいない猫をかわいそうと思い、エサを与える気持ちは分かります。しかし、むやみにエサを与えるだけでは猫の繁殖や、排せつ物でお困りの方もいます。

猫を嫌われ者にしないためにも、エサを与える以上は、不妊・去勢手術、トイレの設置や清掃、食べ残したエサの片付けなど、猫の管理をきちんと行いましょう！

🐾 飼い主のいない猫を迷惑に思っている方へ 🐾

保健所では、猫の引き取りは行っておりません。

木酢液や超音波装置などの忌避法グッズは個体差があり、必ず効果があるとは言えません。

仮に効果があっても、猫の増える原因を解決せずに猫を排除するだけでは、また同じ問題が起こります。

飼い主のいない猫の問題を自分達の住む地域の問題の一つととらえ、その対策にご理解ください。

特に、不妊・去勢手術は繁殖抑制だけでなく、発情時の鳴き声や悪臭対策に効果的です。



1頭の子猫が...



※環境省パンフレット 「もっと飼いたい？」より

1年後には20頭以上



2年後には80頭以上



3年後には2000頭以上



- ★メス猫は生後4~12ヶ月で子猫を産めるようになり、年に2~4回出産し、1回に4~8頭の子猫を産みます
- ★犬も増える速度は遅いですが同様です。メス犬は生後6~9ヶ月で子犬を産めるようになり、年に約2回出産し、1回に5~10頭の子犬を産みます



猫など愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」になります。

愛護動物を虐待・遺棄した場合「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」になります。

【問合せ先】
 荒川区生活衛生課
 管理係
 TEL3802-3111
 内線 422